

社会福祉法人 鈴蘭台荘

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鈴蘭台荘の役員に支給する報酬（以下「報酬」という）の取扱いに関して定めたものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 報酬については、評議員会で定める範囲を超えない範囲で支給するものとする。

2 非常勤役員の報酬については、別表1に定めるものとする。

3 常勤役員の報酬については、別表2に定めるものとする。ただし、報酬計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合における当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず1ヶ月分を支給する。

(支給方法)

第4条 非常勤役員の報酬は、その都度に支給する。

2 常勤役員の報酬については、当法人の職員に準じて支給する。

(重複支給の防止)

第5条 監事が同日に開催される評議員会及び理事会の何れにも出席した場合は、評議員会出席に係る報酬のみを支給する。

2 理事が同日に開催される評議員会及び理事会の何れにも出席した場合は、理事会出席に係る報酬のみを支給する。

附則 この規程は、平成 7年1月15日より施行する。

附則 この規程は、平成 25年1月15日より施行する。

附則 この規程は、平成 29年4月 1日より施行する。

附則 この規程は、令和元年6月16日に遡及して施行する。

附則 この規程は、令和 2年4月 1日より施行する。

別表1 会議出席1回あたり

	報酬（源泉税込）
理事	20,000 円
監事	20,000 円

※理事長の命を受けて非常勤役員が法人に係る業務を行った場合も、日額として支給する。

別表2

	月額報酬
理事長	200,000 円
理事	就業規則・給与規程を適用する